

令和8年9月18日
留萌開発建設部

災害対策基本法に基づく道路防災訓練 ～大規模災害時の道路機能確保訓練の実施～

留萌開発建設部では、災害時の緊急車両通行ルートを迅速に確保するため、天塩除雪ステーションにおいて、関係機関と連携し、道路機能の確保に係る訓練を実施します。訓練では、がれきの撤去、電柱・倒木の撤去訓練のほか、災害対策基本法（災対法）に基づく車両移動訓練等下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和8年9月30日（水） 13:30～15:30（受付13:00～）
※ 予備日 令和8年10月1日（木）
- 2 実施場所 天塩除雪ステーション 構内（天塩郡天塩町字川口 5692-10）（別紙1）
- 3 内 容 災害時の道路機能を確保するため、下記の防災訓練（別紙2）を実施
（訓練1）災害対策基本法に基づく道路区間指定
（訓練2）道路管理者による乗員保護
（訓練3）倒壊した電柱およびガレキの撤去
（訓練4）段差解消および緊急車両通行
（訓練5）被災者の救助・搬送、車両移動
（訓練6）指定道路区間の警察への引き継ぎ
- 4 参加機関 留萌振興局（地域創生部 危機対策室、留萌建設管理部 用地管理室 維持管理課、
留萌建設管理部 事業室 事業課 留萌建設管理部遠別出張所）
天塩町建設課
陸上自衛隊第26普通科連隊
旭川方面天塩警察署
北留萌消防組合消防署（天塩支署）
北海道電力ネットワーク㈱ 天塩ネットワークセンター
鹿児島建設㈱、㈱瀬越組（災害協定業者）
留萌開発建設部（本部、羽幌道路事務所）
- 5 その他 ・取材を希望される場合は9月25日（金）12時までに、メール又はFAXにて取材申込書（別紙3）から必要事項を記載の上、お申し込みください。
送付先 メール：hkd-rm-info-iken@gxb.mlit.go.jp
FAX：0164-43-6308
なお、荒天候により中止又は延期する場合は当部から連絡いたします。
・取材希望者は、天塩除雪ステーションに13:30までに集合をお願いします。
・訓練の内容に関することは、下記の問合せ先に御連絡ください。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

道路防災推進官

蛇澤 敦（電話 0164-42-2313 内線 383）

羽幌道路事務所 工務課長

遠藤 拓雄（電話 0164-62-2499 内線 31）

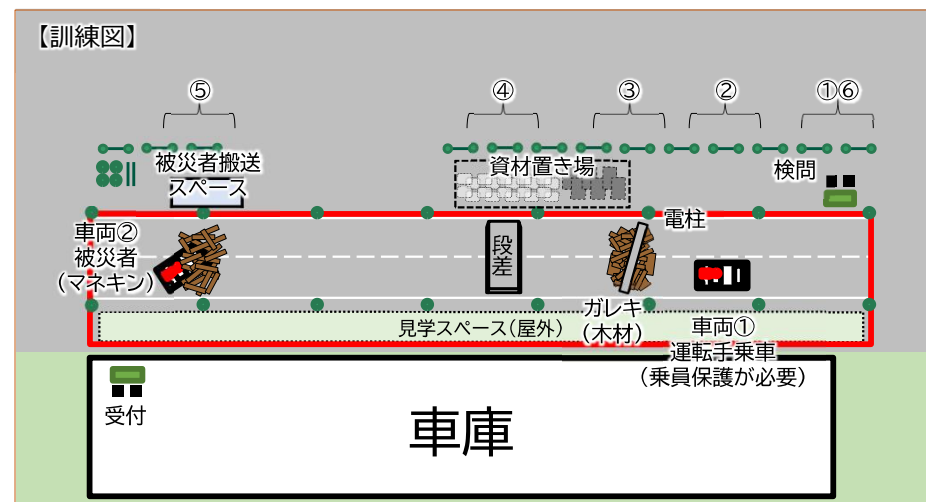
留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>公式 X（旧 Twitter）アカウント https://x.com/mlit_hkd_rm



【訓練の目的】

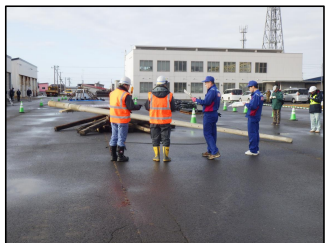
本訓練は、大規模災害時の道路機能を確保するため災害対策基本法に基づく道路区間を指定し、被災状況の把握から情報の伝達・共有、救援ルート確保、指定区間の警察への引継ぎまでの一連の流れを実施し、その対応手順を確認することを目的とする。

< 防災訓練のレイアウトイメージ >



< 防災訓練のイメージ（過年度実施事例写真） >

①災害対策基本法に基づく道路区間指定

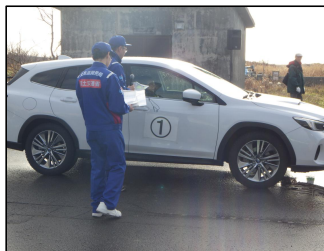


(留萌開発建設部・羽幌道路事務所)



(維持業者)

②道路管理者による乗員保護



(留萌開発建設部・羽幌道路事務所)



(留萌開発建設部・羽幌道路事務所)

③倒壊した電柱およびがれきの撤去



(電力会社)



(維持業者)

④段差解消および緊急車両通行



(自衛隊)



(維持業者)

⑤被災者の救助・搬送、車両移動



(消防)



(維持業者)

⑥検問所の設置 指定区間の警察への引継ぎ



(警察)



(警察)